

公立大学法人沖縄県立芸術大学における科学研究費助成事業で購入した
管理物品及び換金性の高い消耗品に関する取扱要項

令和 7 年 3 月 25 日

沖芸大要項 19 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、公立大学法人沖縄県立芸術大学財産管理規程(以下「規程」という。)に定める管理物品(以下「管理物品」という。)のほか、科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)で購入した換金性の高いもの(以下「換金性の高い消耗品」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において「換金性の高い消耗品」とは、科研費で購入した次の各号に掲げる消耗品とする。

- (1) パソコン及びタブレット型コンピュータ
- (2) デジタルカメラ及びビデオカメラ
- (3) テレビ
- (4) 録画機器
- (5) 金券類
- (6) その他財産管理責任者(規程に定める財産管理責任者をいう。以下同じ。)が必要と認めるもの

(台帳の整備)

第 3 条 財産管理責任者は、管理物品及び換金性の高い消耗品について、これを適切に管理するために科研費管理物品台帳を備え、必要な事項を記載しなければならない。

2 前項で定める「科研費管理物品台帳」の様式は、別紙のとおりとする。

(シールの貼付)

第 4 条 財産管理責任者は、管理物品及び換金性の高い消耗品を取得したときは、当該物品に所定のシールを貼り付けるものとする。ただし、物品の形状等により貼付が困難なものについては、当該物品とともにシールを保管するものとする。

(適用期限)

第 5 条 第 3 条及び第 4 条に規定する取扱いは、耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数をいう。)が経過した年度末までの間とする。

2 財産管理責任者は、前項に規定する期間が経過した管理物品及び換金性の高い消耗品について、台帳から管理情報を削除するものとする。

附 則 (令和 7 年 3 月 25 日理事長決裁)

この要項は、令和 7 年 3 月 25 日から施行する。

科研費管理物品台帳

[illegible]